

## 上川教育研修センター組合総合教育会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、上川教育研修センター組合総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (招集)

第2条 会議の招集は、会議開催の日の7日前までに、次に掲げる事項を教育委員会に通知することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 会議開催の日時及び場所
- (2) 会議における協議事項
- (3) その他会議開催において必要と認める事項

2 会議の招集後に緊急を要する協議事項があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議において協議することができる。

3 組合長は、会議を招集したときは、直ちに第1項各号に掲げる事項をインターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適当な方法により公表するものとする。

### (議事の進行)

第3条 会議の議事の進行は、組合長が行うものとする。

### (会議の傍聴)

第4条 傍聴者の定員は、会議開催の場所等を勘案し、その都度、会議の事務局が定めるものとする。

2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順に傍聴者を決定するものとする。

### (議事録)

第5条 組合長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これをインターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しなかった事項については、公表しないことができる。

### (事務局)

第6条 会議の事務局は、上川教育研修センター組合の事務局に置く。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、組合長が会議に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年7月21日から施行する。